

佛神の咎かというて薬をも止め、小立野岩倉寺は年頃念頃なりし程に、祈禱を頼みける。岩倉寺の法印來りて座敷の床に本尊を懸け、壇を莊りていと懇に祈禱加持せられけり。其の夜より氣分追々宜しく、追付本復せり。而して十年許も立ちて屋根普請をする。元祿三年の大火事以後假小屋跡の事なれば、藁葺にてありしを取りまくりければ、床の天井と屋根との間に藁と土とを塗籠めたる所あり。其の中に長一尺許の龍の形なる白骨あり。是はいかなる物やらんと取りて評判するに、十年許以前に彦丞煩ひけるは、此の存跡來つて身中の血を吸ひたるに決しけり。岩倉寺法印祈禱の時、則ち床に本尊を懸けられし程に、疑もなく明王の縛に懸りし物也。驗徳の程こそ難有けれ、其の蛇骨は即ち岩倉寺に納め、于今あり。長さ一尺許の白骨に四足有之となり。

○山崎氏邸地

此の地は、波着寺の隣地にて、昔は山崎氏の下邸なりしを、中古より山崎氏此の地内に居住せられけり。延寶の金澤圖に、山崎庄兵衛と記載し、前口七十間、東側四十七間一尺、

西側八十三間五尺二寸とあり。地内に家士も居住し、山崎家中と呼べり。廢藩の際町名を立て山崎町とす。但し古書に見わたる山崎町と混すべからず。按ずるに、此の下邸は、慶長十六年九月奥村河内守等より屋敷奉行淺野將監等への奉書に左の如く載せたり。

御家中下屋敷

一萬七千石

一、四町二反半

山崎市正

(自餘之人々略寫之。)

右中納言様御詔之並に歩割書付可遣旨、筑前様就御意如此候。以上。

亥三月廿三日

奥村河内守

篠原出羽守

横山山城守

淺野將監等五人宛名

右下屋敷四町二反半とあるもの、則ち此の小立野の地にて賜はりたるにや。然るに山崎氏家祿減少に隨ひ、其の地坪も減少し、僅に残りたるならん。泉寺町常松寺由來書に、

當寺慶長十六年に山崎閑齋建立被致、寛永十二年之夏迄山崎長門下屋敷之内に有之處、同年秋御用地に相成り、泉野へ移轉仕。とあり。右下屋敷も同地にて、慶長十六年に下屋敷地賜はるに付いて、其の地内に一寺建立ありたるならんか。但し養智院由來書に、正保三年犀川長門上_ノ地町にて寺地拜領す。と見わたる長門上_ノ地町は、今傳馬町の裏なる長門町の地へかけ、いにしへ山崎長門の下邸なりともいへれば、慶長十六年に賜はる下屋敷の地は此の地なるにや。

○山崎閑齋傳略

山崎氏は、本姓赤松氏なり。家譜序に云ふ。其先出於村上帝。曰具平親王。王之子孫在播磨者爲赤松氏。當後醍醐帝之時天下大亂、赤松圓心與其子範資・貞範・則祐・氏範。並以雄材大略顯於天下。及足利氏之衰、赤松之後世往々散處於民間。氏範之孫有肥前次郎者、居於山城山崎之邑。遂以山崎爲氏。至於肥前次郎七世孫山崎長時。始仕朝倉氏。爲大夫執國政。以及其孫吉家・吉延。將兵傾覆之際、克忠克壯。百戰不挫。卒能以死扞難。與國存亡。及高祖閑齋翁。

以勇武之材游於群雄之間。群雄爭聘、視之如一敵國。最後我高德公招而致之麾下。自是歷仕三世。益見寵任。每師出必使翁以騎兵爲前軍將。莫不先登陷陣決勝一戰。自元和之後大坂平定。天下諸侯罷兵就國。我微妙公念翁有功勞於國。予之厚祿。加之殊禮。及其子弟臣屬莫不登庸云々。とあり。三州志韃囊餘考に、山崎長鏡は庄兵衛と號し、又長門、後閑齋と號す。もと朝倉氏の士也。義景滅亡の後、柳瀬陣の頃我が公に仕へ、後一萬七千石を賜ふ。關原大全に、山崎長門は元山城國山崎の油賣にして、家紋も油筒の形を用ふといひ、それに種々の評論を載す。東遷基業亦追うて之を實にす。是戰國の謄亡論者也といへり。閑齋は慶長九年に致仕し、十六年に至り剃髮して閑齋と號す。長男庄兵衛は、父に先立ち歿す。二男阿波へ一萬五千石を讓る處、是もまた先立ち歿す。故に三男長門長常へ讓る。是山崎氏の祖なり。末子を美濃と云ふ。閑齋晚年庄兵衛長鏡の名稱を美濃に讓り、閑齋卒後隱居料二千石を讓りたり。是大聖寺藩士山崎氏の祖也と。關屋政春の古兵談に、山崎閑齋は行年六十七歳にて元和七年に病死せり。天正十